

## 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会の 経緯及び報告書の概要について

平成 23 年 8 月  
消費者委員会事務局

### 1. 経緯

平成 20 年 7 月～

#### JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた検討

- ・農林水産省（食品の表示に関する共同会議）において検討
- ・平成 21 年 9 月以降は、消費者庁において検討を継続

平成 22 年 11 月

#### 原料原産地表示の拡大に向けた検討について

「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」については、要件 I・II に該当するものと判断され、当該品目の原料原産地を義務表示とするための加工食品品質表示基準の改正について、平成 22 年 11 月 4 日、消費者委員会へ諮問され、その諮問に対して、消費者委員会食品表示部会において審議を行った。

→消費者委員会食品表示部会において、「原料原産地表示の拡大をより進めるためには、義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や対象品目の候補の選定方法等について改めて議論する必要があるのではないか」との意見が多くあった。

平成 23 年 1 月～

消費者委員会は、同部会の意見を踏まえ、原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会を平成 23 年 1 月に設置、以下を調査審議させた。

#### (1) 義務対象品目を選定する際の基本的な考え方

「食品の表示に関する共同会議」で示された、加工食品の原料原産地表示の義務対象品目選定の際の基本的な要件の見直しの必要性、および新たな要件を設定すべきかについて検討

#### (2) 対象品目の候補の選定方法

原料原産地表示を義務付ける際の、具体的な品目の候補の選定方法について検討

## 2. 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書の概要

### (1) 原料原産地表示に対する基本的な考え方の整理

加工食品の原料原産地表示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下、JAS法という。）に基づく品質表示基準を根拠として表示義務を課している。

原材料の調達先のグローバル化に伴い、消費者にとって、食品の履歴を知る一助ともなる原料原産地に関する情報は、食品選択の重要な要素となっている。

必ずしも加工の程度が低くない食品であっても、原料の原産地が最終製品の品質の差異に影響があるものとして、義務対象品目に追加してきたこれまでの経緯もあるとの意見、近年の消費者の意識・行動の変化に応じて「品質」についての考え方も変化しつつあり、消費者の食品表示に関するニーズは必ずしも「品質」の概念におさまりきれなくなっているのではないかという意見、当初考えられていた原材料となる生鮮品の品質の差異が減少してきているものもあり、JAS法における「品質」の概念、定義を明確化するべきではないかとの意見もあった。

- ・義務対象品目を選定する際の基本的な考え方を議論する上でも、**原材料の品質が製品の品質に影響を与える程度についての議論が必要である。**
- ・JAS法は、品質に関する適正な表示を行わせることによって消費者の商品選択に資することを目的とする法律であることから、同法の目的の範囲内で原料原産地表示を拡大する方策について取りまとめるとともに、**消費者庁で進められている食品表示の一元的な法体系のあり方の議論の一環として、原料原産地表示の意義も含め、その議論すべきである。**

### (2) 原料原産地表示の目的と進め方

#### (1) 目的

JAS法は、消費者の商品選択に資することを目的として品質に関する表示を義務付ける制度であり、原料原産地表示の目的もこれと異なるものではない。消費者基本計画では、「消費者の権利の尊重と自立の支援」を基本として、原料原産地表示の拡大を含め、食品表示に関する諸施策を着実に推進することが明記されたところである。

#### (2) 進め方

##### ①商品選択のための情報提供方法

原料原産地表示は、消費者が商品選択をする際の重要な情報であるので、**消費者が商品選択時に役立つものが求められる。**原料原産地に関する情報提供方法について検討するに当たっては、各種制度も参考としつつ、**消費者が商品選択時に役立つ情報提供方法としてどのようなものが考えられるかを議論すべきである。**

##### ②わかりやすい表示の重要性

切り替え産地を列挙する可能性表示、大括り表示、輸入中間加工品の原産地表示等の案が挙げられているが、導入の是非を検討するに当たっても、**消費者の適切な商品選択に資する観点から、わかりやすい表示とする必要があることに留意すべきである。**

### ③国際規格との関連性

食品衛生法ならびに JAS 法とも食品に係る法令及び通達は、国際食品規格(コーデックス規格)に準拠して制定されており、原料原産地表示についてもこれに準拠することが求められる。

### ④表示の実行可能性の確保

事業者の実行可能性については、頻繁な原材料の変更に伴う煩雑な作業の発生等、事業者による様々な負担を考える必要がある。また、単純ミスにより生じる食品回収の問題の発生等を考慮して、実行可能性があることが求められる。JAS 法に基づいて原料原産地表示を義務付けると、違反した事業者に対しては指示・公表や命令等の行政措置が課されるとともに、虚偽の表示をした者は、直罰の対象ともなる。原料原産地表示の義務付けを検討するに当たっては、義務付けの基準が客観的であり、かつ、事業者にとって義務付けられた表示が実行可能なものである必要があることに留意すべきである。

## (3) 加工食品の原料原産地表示義務対象品目の要件 I、II の考え方について

要件 I : 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、

要件 II : 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が 50%以上である商品

①要件 I は、JAS 法の目的の範囲内で原料原産地表示を義務付ける限り、「品質の差異」に着目することは必須である。他方、消費者の意識・行動の変化に応じて「品質」についての考え方も変化してきたとの意見、当初考えられていた原材料となる生鮮品の品質の差異が減少してきているものもあり、JAS 法における「品質」の概念、定義を明確化すべきとの意見もあることから、消費者庁は、消費者の意識の変化等を調査した上で、さらに検討を進める必要がある。

②要件 II は、50%ルールを見直すとした場合、例えば、冠商品に着目することや、原材料の重量順にいくつかの主要原材料を対象とすることなど、新たな要件を検討することも考えられる。消費者庁は、明確な要件の設定方法や事業者の実行可能性等について調査した上で、さらに検討を進める必要がある。

## (4) 新たな表示方法の実効性について

「切り替え産地を列挙する可能性表示」、「国産・外国産又は輸入といった大括り表示」、「輸入中間加工品の原産地表示の方法の導入」の 3 案について、調査会でも賛否両論があった。

・消費者庁は、調査会の意見を踏まえ、それぞれの表示方法に対する消費者の受け止め方や事業者の実行可能性などを調査した上で、さらに検討を進める必要がある。

## (5) 原料原産地表示義務対象品目の選定方法について

パブリック・コメントを実施しても、原料農林水産物の生産者や食品事業者の要望は収斂しやすいが、消費者の多様な意見をまとめることは難しいとの意見がある。また、大前提として消費者に原料の原産地情報を提供すべきという意見、消費者からの要望の多い品目について、消費者の要望を第一にして考えることが必要であるという意見や実行可能性を担保しなくてはならないという意見のほか、事業者団体等を中心に任意表示や自主的な情報提供等による消費者へ原料原産地に関する情報を伝達する取組を促進し、一定期間後、事業者の取組状況や負担の程度を調査・分析後、義務化に向けた検討を進めるべきとの意見もあった。

・消費者庁は、これらの意見を踏まえ、消費者と事業者双方の要望がより反映される対象品目の選定方法について、さらにさまざまな工夫を行うことを検討すべきである。

## (6) 食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた取組の中で、さらに議論を深めるべき課題

検討に当たっては、JAS法、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令について、現行制度の課題を把握するなどして、一元的な法体系のあり方が議論されることとなっており、その一環として、原料原産地表示についても検討される必要がある。

### 調査会で出された意見

- ① JAS法に基づく現行の仕組みの下でさらなる品目拡大を図ることには限界がある
- ② 原則としてすべての加工食品の原料の原産地を表示すべきであり、重量順に上位のものを義務化すべき
- ③ 「消費者の商品選択に資する」という趣旨を明確にすべき
- ④ 加工食品の原料原産地表示は義務化を原則とすべき
- ⑤ 食品のトレーサビリティ制度の検討とも連携すべき
- ⑥ 優良誤認についての考え方を整理すべき
- ⑦ 健康食品も含め議論すべき 等

・食品表示の一元的な法体系のあり方の議論に関して、このような観点も含め、食品表示が消費者の商品選択に資するためのものであることを踏まえ、食品表示が何のためにあるのかといった根本的な意義について、消費者・事業者等の意見を聞きつつ、現行のJAS法にとられない幅広い議論が行われ、新たに制定される法体系の下で、原料原産地表示の対象品目や選定方法等が改めて設定されることを期待する。